

墓地経営までの流れ

①計画策定

市が定める基準に適合した計画を策定してください。
審査内容は別紙のとおりです。

②事前協議

●様式第1号「墓地経営許可事前審査協議書」を提出していただきます。
【添付書類】

- ・位置図（2500分の1白地図に明記）
- ・付近の見取図（字限図）
- ・設置計画図
- ・関係法令の規制解除を証する書類
- ・必要区画数の算定基礎がわかる書類
- ・丈量図（1筆として面積が未確定のとき）
- ・登記簿謄本（3か月以内のもの）
- ・その他

③審査

提出していただいた事前審査協議書を審査し、結果通知書をお渡しします。

④標識設置

●様式第3号の標識を計画地へ設置してください。
（縦100×横70cm以上のもの）
●設置できましたら、様式第4号「標識設置届」を提出してください。
【添付書類】設置場所がわかる図面、写真

⑤説明会

●周辺住民への説明会を開催してください。
開催後、様式第5号「説明会結果報告書」を提出してください。
【添付資料】配布資料、参加者名簿、概要と意見のまとめ
●説明会で意見が出た場合は協議をして、
様式第6号「協議結果報告書」を提出してください。

⑥許可申請

●様式第7号「墓地等経営許可申請書」を提出してください。
【添付書類】

- ・地縁団体の代表者を証する書類、規約の写し
- ・地縁団体の墓地設置にかかる責任役員会の議事録写し
- ・墓地管理規定
- ・資金計画書、工事見積書
- ・料金表（使用料を徴収する場合のみ）

⑦許可

許可申請書を審査し、適正であれば許可書を交付します。

⑧工事着手

●様式第12号「工事着手届出書」を提出後、工事に入ってください。

⑨工事完了

●完了後15日以内に様式第13号「工事完了検査申請書」を提出してください。
【添付書類】工事完了写真

⑩竣工検査

基準に適合しているか審査し、検査通知書を交付します。

⑪経営開始

検査通知書の交付を受けてから墓地として使用していただきます。
●元の墓地からお骨を移動させるときは改葬許可申請が必要です。
地縁団体で取りまとめ、一覧にして申請いただいても結構です。
●使用者が不明であるお墓がある場合（無縁仏）
公告後に供養塔等へ改葬してください。
官報への記載や、看板の設置（1年間）が必要になります。
●元の墓地を廃止する場合は、廃止許可申請をしてください。